

TONA 3 か月金利先物取引に係るストラテジー取引における 呼値の単位の見直し等に伴う業務規程等の一部改正について

2024 年 5 月 15 日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、2024 年 7 月 22 日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、TONA 3 か月金利先物取引に係るストラテジー取引における呼値の単位の見直し等に伴い、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. ストラテジー取引の呼値の単位の見直し

- ・ ストラテジー取引における呼値の単位を 0. 0025 ポイントとします。

(備考)

- ・ 業務規程第 26 条
第 9 項第 1 号の 2

2. マーケットメイカー制度の見直し

- ・ ストラテジー取引をマーケットメイカー制度の対象とします。

- ・ 業務規程施行規則
第 18 条第 3 項

III. 施行日

- ・ 2024 年 7 月 22 日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2024 年 7 月 22 日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行することとします。

以 上